

議 第 5 号 議 案

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書の提出
について

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を別紙のとおり、
富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年3月10日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書を地方自治法第
99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止を求める意見書

2023年10月に導入されたインボイス制度は、消費税免税事業者にインボイス登録事業者になることを強要し、厳しい経営状況の事業者に対してさらに税負担と事務負担を負わせるものである。消費税の制度は、経営が赤字の事業者に対しても負担を強いるため、経済再生を阻害する要因になる。経過措置として、消費税免税事業者からの仕入れ税額の控除があるが、8割の控除は2026年9月までであり、2026年10月からは5割控除、2029年10月からは控除不可となる。このままでは、多くの小規模事業者等の経営が成り立たなくなることが危惧される。

物価高騰により小規模事業者等の経営環境は一層厳しさを増しており、インボイス制度に係る負担を小規模事業者等に求めることができる状況ではない。

小規模事業者等の経営の持続化や、日本経済の7割を占める中小零細事業者の経営を支え、県内の経済を活性化させるためには、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると考えます。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、インボイス制度を早急に廃止することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様